

行政事例No.(2)-103

事例項目		書類誤配付による個人情報の漏えいについて
事例発生日等		令和6（2024）年10月
担当課		こども部 保育幼稚園課
事例概要	発生までの経過	①市内教育・保育施設（以下「施設」という。）に在籍する児童Aの保護者へ「利用者負担額変更通知書」（以下「通知書」という。）を施設経由で保護者へ配付するため、令和6（2024）年10月17日（木）に職員が封詰めを行った際に、誤って本来は施設のみへ配付すべき他の児童14名の氏名・生年月日・利用者負担額等が記された「保育必要量・利用者負担額変更連絡表」（以下「連絡表」という。）を同封した。 ②令和6（2024）年10月30日（水）に児童Aの保護者から封筒に連絡表が同封されているとの連絡があったことにより、漏えいが発覚した。
	当時の対応	①令和6（2024）年10月30日（水）に児童A宅へ訪問し、謝罪するとともに連絡表を回収した。 ②その後、対象者14名の保護者に連絡し、事情を説明するとともに謝罪した。 ③令和6（2024）年11月6日（水）、各報道機関に、報道資料の提供を行い、周知に努めた【資料No.(2)-103-1】
発生原因		封詰めにあたって、同封書類を一覧表等で明確に示さなかったこと及び他の児童の個人情報が記されていることに疑問を持たずに書類を同封したことによる、個人情報の取扱いに係る注意不足。
再発防止対策		各業務における各種通知において、同封する書類を一覧化し、誤った書類の封入を防ぐとともに、連絡表については、施設宛の封筒に封詰めし、個人宛の通知文と混在することを防ぐ。 また、職員の個人情報の取扱いの重要性を再度徹底し、再発防止に努める。
その他		
添付資料		【資料No.(2)-103-1】